令和６年８月23日　　招集

令和６年門真市教育委員会第８回定例会

議　案　書

門 真 市 教 育 委 員 会

議事日程

門真市教育委員会第８回定例会
令和６年８月23日（金）午後１時30分
本　館　２　階　大　会　議　室

日程	事件番号	件名	ページ
第１		会議録署名委員の指名	―
第２		会期の決定	―
第３	議案第23号	令和６年度全国学力・学習状況調査結果の公表について	1
第４	議案第24号	門真市立幼稚園条例の廃止等の申出について	3
第５	議案第25号	門真市立幼保連携型認定こども園の設置に伴う意見聴取について	8
第６	議案第26号	令和６年度教育費補正予算の見積り申出について	14
第７	議案第27号	門真市教育委員会点検・評価報告書の提出について	20

議案第23号

令和６年度全国学力・学習状況調査結果の公表について

令和６年度全国学力・学習状況調査の公表内容について、教育委員会の議決を求める。

令和６年８月23日　提出

門真市教育委員会教育長　　八木下　理香子

提案理由

令和６年度全国学力･学習状況調査の結果が７月29日に公表されたことに伴い、本市の結果概要を教育委員会で報告するとともに、市民に対してホームページ等で公表する内容についての議決を得るため本案を提出するものである。

令和６年度　全国学力・学習状況調査

結果概要（公表内容）

１　小・中学校　結果概要

２　小学校（国語・算数）

　　標準化得点を活用した過去10年間の推移

３　中学校（国語・数学）

　　標準化得点を活用した過去10年間の推移

４　児童生徒質問紙の主な概要

議案第24号

門真市立幼稚園条例の廃止等の申出について

門真市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する等の条例を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和６年８月23日　提出

門真市教育委員会教育長　八木下　理香子

提案理由

門真市公立園最適化基本計画に基づき、門真市立大和田幼稚園を廃園するにつき、本案を提出するものである。

門真市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する等の条例

（門真市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正）

第１条　門真市立幼保連携型認定こども園条例（平成29年門真市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（名称及び位置）
第２条　認定こども園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>門真市立上野口保育園</td><td>門真市上野口町46番13号</td></tr></table></td><td>（名称及び位置）
第２条　認定こども園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
</table>

（門真市立幼稚園条例及び門真市立保育所条例の廃止）

第２条　次に掲げる条例は、廃止する。

⑴　門真市立幼稚園条例（昭和62年門真市条例第15号）

⑵　門真市立保育所条例（平成元年門真市条例第５号）

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、附則第３条、第５条及び第９条の規定は、公布の日から施行する。

（門真市立小・中学校施設設備使用条例の一部改正）

第２条　門真市立小・中学校施設設備使用条例（昭和51年門真市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>

第13条　略</td><td>（雑則）
第13条　この条例は、門真市立幼稚園の施設の使用について準用する。
２　前項の場合において第１条中「門真市立小・中学校（以下「学校」という。）」とあるのは「門真市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）」と、第２条中「当該小・中学校の長」とあるのは「当該幼稚園の長」と、第８条中「学校」とあるのは「幼稚園」と読み替えるものとする。

第14条　略</td></tr>
</table>

（門真市行政手続条例の一部改正）

第３条　門真市行政手続条例（平成11年門真市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（適用除外） **第３条**　次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第４章の２までの規定は、適用しない。 ⑴～⑶　略 ⑷　市立の中学校、小学校、幼稚園又は幼保連携型認定こども園において、教育の目的を達成するために、生徒、児童若しくは幼児又はこれらの保護者に対してされる処分及び行政指導 ⑸～⑽　略	（適用除外） **第３条**　次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第４章の２までの規定は、適用しない。 ⑴～⑶　略 ⑷　市立の中学校、小学校又は幼稚園において、教育の目的を達成するために、生徒、児童若しくは幼児又はこれらの保護者に対してされる処分及び行政指導 ⑸～⑽　略

第４条　門真市行政手続条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（適用除外） **第３条**　次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第４章の２までの規定は、適用しない。 ⑴～⑶　略 ⑷　市立の中学校、小学校又は幼保連携型認定こども園において、教育の目的を達成するために、生徒、児童若しくは幼児又はこれらの保護者に対してされる処分及び行政指導 ⑸～⑽　略	（適用除外） **第３条**　次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第４章の２までの規定は、適用しない。 ⑴～⑶　略 ⑷　市立の中学校、小学校、幼稚園又は幼保連携型認定こども園において、教育の目的を達成するために、生徒、児童若しくは幼児又はこれらの保護者に対してされる処分及び行政指導 ⑸～⑽　略

（門真市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）

第５条　門真市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年門真市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） **第１条**　この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第４条	（趣旨） **第１条**　この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第４条

改正後	改正前
第１項の規定に基づき、門真市立の小学校、中学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。	第１項の規定に基づき、門真市立の小学校、中学校及び幼稚園の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。
（実施機関） **第２条**　補償は、門真市教育委員会（幼保連携型認定こども園の学校医等に係るものにあっては、市長。以下「委員会」という。）が実施する。	（実施機関） **第２条**　補償は、門真市教育委員会（　　以下「委員会」という。）が実施する。
（委任） **第６条**　この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則（幼保連携型認定こども園の学校医等に係るものにあっては、規則）で定める。	（委任） **第６条**　この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

第６条　門真市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） **第１条**　この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第４条第１項の規定に基づき、門真市立の小学校、中学校及び幼保連携型認定こども園の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） **第１条**　この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第４条第１項の規定に基づき、門真市立の小学校、中学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。

（経過措置）

第７条　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第２条第１号の規定による

廃止前の門真市立幼稚園条例第２条に規定する門真市立大和田幼稚園（以下「大和田幼稚園」という。）が提供した教育に係る利用者負担等（同条例第８条に規定する利用者負担等をいう。）及び第２条第２号の規定による廃止前の門真市立保育所条例第２条に規定する門真市立上野口保育園（以下「旧上野口保育園」という。）が提供した保育に係る利用者負担については、なお従前の例による。

第８条　施行日の前日において、大和田幼稚園に在園している者又は旧上野口保育園に在所している者の保護者は、施行日において第１条の規定による改正後の門真市立幼保連携型認定こども園条例第２条に規定する門真市立上野口保育園（以下「新上野口保育園」という。）に係る同条例第６条の規定による入園の承諾を受けたものとみなす。

（準備行為）

第９条　新上野口保育園への入園の承諾に関する手続その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第25号

門真市立幼保連携型認定こども園の設置に伴う意見聴取について

門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第１項の規定に基づく門真市立幼保連携型認定こども園に係る門真市教育委員会の意見聴取に関する規則（平成29年門真市規則第50号）の規定により、門真市長から門真市立幼保連携型認定こども園を設置するにあたり次のとおり意見聴取があり、同意するにつき、門真市教育委員会の議決を求める。

令和６年８月23日　提出

門真市教育委員会教育長　八木下　理香子

提案理由

門真市立幼保連携型認定こども園を設置することに伴い、門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第１項の規定に基づく門真市立幼保連携型認定こども園に係る門真市教育委員会の意見聴取に関する規則（平成29年門真市規則第50号）の規定に基づく意見聴取について回答するにつき、本案を提出するものである。

門こ保第1178号
令和６年８月14日

門真市教育委員会教育長
八木下　理香子　様

門真市長　宮本　一孝

門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第１項の規定に基づく門真市立幼保連携型認定こども園に係る門真市教育委員会の意見聴取に関する規則に基づく意見聴取について

このことについて、「門真市立幼保連携型認定こども園条例」を改正するにあたり、門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第１項の規定に基づく門真市立幼保連携型認定こども園に係る門真市教育委員会の意見聴取に関する規則（門真市規則第50号）に基づき、貴委員会へ別添の事項についての意見を求めます。

なお、意見を求める事項については、下記のとおりです。

記

○貴委員会へ意見を求める事項
・門真市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する等の条例

門真市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する等の条例

（門真市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正）

第１条　門真市立幼保連携型認定こども園条例（平成29年門真市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（名称及び位置）
第２条　認定こども園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>門真市立上野口保育園</td><td>門真市上野口町46番13号</td></tr></table></td><td>（名称及び位置）
第２条　認定こども園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
</table>

（門真市立幼稚園条例及び門真市立保育所条例の廃止）

第２条　次に掲げる条例は、廃止する。

⑴　門真市立幼稚園条例（昭和62年門真市条例第15号）

⑵　門真市立保育所条例（平成元年門真市条例第５号）

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、附則第３条、第５条及び第９条の規定は、公布の日から施行する。

（門真市立小・中学校施設設備使用条例の一部改正）

第２条　門真市立小・中学校施設設備使用条例（昭和51年門真市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td></td><td>（雑則）
第13条　この条例は、門真市立幼稚園の施設の使用について準用する。
２　前項の場合において第１条中「門真市立小・中学校（以下「学校」という。）」とあるのは「門真市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）」と、第２条中「当該小・中学校の長」とあるのは「当該幼稚園の長」と、第８条中「学校」とあるのは「幼稚園」と読み替えるものとする。</td></tr>
<tr><td>**第13条**　略</td><td>**第14条**　略</td></tr>
</table>

（門真市行政手続条例の一部改正）

第３条　門真市行政手続条例（平成11年門真市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（適用除外） **第３条**　次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第４章の２までの規定は、適用しない。 ⑴～⑶　略 ⑷　市立の中学校、小学校、幼稚園又は幼保連携型認定こども園において、教育の目的を達成するために、生徒、児童若しくは幼児又はこれらの保護者に対してされる処分及び行政指導 ⑸～⑽　略	（適用除外） **第３条**　次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第４章の２までの規定は、適用しない。 ⑴～⑶　略 ⑷　市立の中学校、小学校又は幼稚園において、教育の目的を達成するために、生徒、児童若しくは幼児又はこれらの保護者に対してされる処分及び行政指導 ⑸～⑽　略

第４条　門真市行政手続条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（適用除外） **第３条**　次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第４章の２までの規定は、適用しない。 ⑴～⑶　略 ⑷　市立の中学校、小学校又は幼保連携型認定こども園において、教育の目的を達成するために、生徒、児童若しくは幼児又はこれらの保護者に対してされる処分及び行政指導 ⑸～⑽　略	（適用除外） **第３条**　次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第４章の２までの規定は、適用しない。 ⑴～⑶　略 ⑷　市立の中学校、小学校、幼稚園又は幼保連携型認定こども園において、教育の目的を達成するために、生徒、児童若しくは幼児又はこれらの保護者に対してされる処分及び行政指導 ⑸～⑽　略

（門真市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）

第５条　門真市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年門真市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） **第１条**　この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第４条	（趣旨） **第１条**　この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第４条

改正後	改正前
第１項の規定に基づき、門真市立の小学校、中学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。	第１項の規定に基づき、門真市立の小学校、中学校及び幼稚園の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。
（実施機関） **第２条**　補償は、門真市教育委員会（幼保連携型認定こども園の学校医等に係るものにあっては、市長。以下「委員会」という。）が実施する。	（実施機関） **第２条**　補償は、門真市教育委員会（　　以下「委員会」という。）が実施する。
（委任） **第６条**　この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則（幼保連携型認定こども園の学校医等に係るものにあっては、規則）で定める。	（委任） **第６条**　この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

第６条　門真市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） **第１条**　この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第４条第１項の規定に基づき、門真市立の小学校、中学校及び幼保連携型認定こども園の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） **第１条**　この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第４条第１項の規定に基づき、門真市立の小学校、中学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。

（経過措置）

第７条　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第２条第１号の規定による

廃止前の門真市立幼稚園条例第２条に規定する門真市立大和田幼稚園（以下「大和田幼稚園」という。）が提供した教育に係る利用者負担等（同条例第８条に規定する利用者負担等をいう。）及び第２条第２号の規定による廃止前の門真市立保育所条例第２条に規定する門真市立上野口保育園（以下「旧上野口保育園」という。）が提供した保育に係る利用者負担については、なお従前の例による。

第８条　施行日の前日において、大和田幼稚園に在園している者又は旧上野口保育園に在所している者の保護者は、施行日において第１条の規定による改正後の門真市立幼保連携型認定こども園条例第２条に規定する門真市立上野口保育園（以下「新上野口保育園」という。）に係る同条例第６条の規定による入園の承諾を受けたものとみなす。

（準備行為）

第９条　新上野口保育園への入園の承諾に関する手続その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第26号

令和６年度教育費補正予算の見積り申出について

令和６年度教育費補正予算の見積りを次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和６年８月23日　提出

門真市教育委員会教育長　八木下　理香子

令和６年度教育費補正予算見積書

歳入

（款）国庫支出金　　（項）国庫補助金

目	補正額	節		説明	
		区分	金額		
	千円		千円		千円
教育費国庫補助金	△ 175,194	学校施設環境改善交付金	1,848	学校給食施設整備事業交付金 【学校適正配置推進事業】	1,848
		社会資本整備総合交付金	△ 172,100	都市再生整備計画事業補助金 【学校適正配置推進事業】	△ 172,100
		公立学校施設整備費負担金	△ 4,942	公立学校施設整備費負担金 【学校適正配置推進事業】	△ 4,942

（款）市債　　（項）市債

目	補正額	節		説明	
		区分	金額		
	千円		千円		千円
教育債	624,800	公共施設等適正管理推進事業債	624,800	新統合学校整備事業債 【学校適正配置推進事業】	624,000

令和６年度教育費補正予算見積書

歳出

（款）教育費　　（項）教育総務費

目	補正額	事業名１ 事業名２	説明	
	千円			千円
事務局費	344,332	○施策評価対象外事業		
		庶務関連事務（教育総務課）		
		32	役務費	
			通信運搬費	32
		○学校施設と教育環境の充実		
		学校適正配置推進事業		
		343,649	工事請負費	
			工事請負費（資産）	
			（仮称）門真市立第四中学校区小中一貫校他整備工事	343,649
		ＧＩＧＡスクール構想推進事業		
		651	報酬	
			会計年度任用職員	452
			職員手当等	
			期末手当	106
			勤勉手当	88
			旅費	
			費用弁償	5

（款）教育費　　（項）教育総務費

目	補正額	事業名１ 事業名２	説明	
	千円			千円
教育振興費	60	○学校教育の推進		
		きめ細かな指導を実現する環境づくり事業		
		4	役務費	
			通信運搬費	4
		学校図書館司書配置事業		
		36	旅費	
			費用弁償	36
		○施策評価対象外事業		
		就学事業		
		20	役務費	
			通信運搬費	20

（款）教育費　　（項）保健体育費

目	補正額	事業名１ 事業名２	説明	
	千円			千円
保健体育総務費	26	○児童・生徒の健全育成		
		学校保健事業		
		26	役務費	
			通信運搬費	26

債務負担行為

事　　項	期　　間	限　度　額
		千円
（仮称）門真市立第四中学校区小中一貫校他整備工事　物価上昇対応分	令和６年度 ～ 令和８年度	1,219,358

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事　　項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左　の　財　源　内　訳			
						特　定　財　源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国府支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
（仮称）門真市立第四中学校区小中一貫校他整備工事　物価上昇対応分	1,219,358	―	―	令和７年度 ～ 令和８年度	1,219,358	―	1,097,000	―	122,358

債務負担行為

変更

事　　項	変更前		変更後	
	期　間	限度額	期　間	限度額
口座振替収納業務委託（５）	令和６年度 ～ 令和９年度	千円 4,856	令和６年度 ～ 令和９年度	千円 5,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事　　項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左　の　財　源　内　訳			
						特　定　財　源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国府支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
口座振替収納業務委託（５）	5,000	―	―	令和７年度 ～ 令和９年度	5,000	―	―	―	5,000

議案第27号

門真市教育委員会点検・評価報告書の提出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第１項の規定により門真市議会に門真市教育委員会点検・評価報告書を提出するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和６年８月23日　提出

門真市教育委員会教育長　八木下　理香子

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第１項の規定により別添の門真市教育委員会点検･評価報告書を門真市議会に提出するにつき、本案を提出するものである。